40. 勿憚改（ふつだんかい）

私が勉強している和算の分野に、『算法勿憚改』という書物がある。「さんぽうふつだんかい」と読む。村瀬義益という人が延宝元年（1673）に出版したもので、先行和算書の誤りを指摘して訂正しているという。勿憚改は「改(あらた)むるに憚(はば)かること勿(な)かれ」ということで、論語には「過則勿憚改（過(あやま)てば則ち改むるに憚かること勿かれ）」とある。

菅首相の日本学術会議の新会員任命拒否問題が発覚してから1ヶ月余り経過したが、任命問題から日本学術会議の運営やあり方まで百家争鳴状態だ。だが、任命問題と日本学術会議のあり方は別問題だ。それを弁(わきま)えず、任命拒否の理由を説明しない菅首相は明らかに分が悪い。そして衆院予算委員会では野党の厳しい追及が始まった。この問題はどう決着して行くのだろうか。誤ったなら、「勿憚改、改むるに憚かること勿かれ」だが、既にその時期を失ってしまった。菅首相は「しまった」と思っているのか、それとも織り込み済みの反応とみて確信犯的に次なる手を既に持っているのか。

菅内閣が発足したのが9月16日。新会員の任命で日本学術会議が推薦した105名の内6名を除外した起案を首相が決済したのが 28 日という。10 月 2 日、記者の問いかけに菅首相は歩きながら「法に基づいて適切に対応した結果」と答えて去った。

法に則ってやらなければ勿論違法だが、多くの識者は法に則ってやれば任命拒否は出来ないという。両者の言い分に、どういうことなのか皆目わからない日が続いた。

その「からくり」がわかったのは 11 月 1 日の新聞記事だ。それは内閣府の学術会議事務局が作成した首相の任命権について検討した文書だというのだ。記事は伝える。2018 年 11 月 13 日付の文書で、会議法 7 条 2 項の「会議の推薦に基づいて総理が任命」とされる首相の任命権を、憲法 15 条 1 項などを基に「総理に推薦のとおりに任命すべき義務があるとまでは言えない」とした。しかし学術会議の当時の会長はこの文書について「全く知りません。文書があることも聞かされていない」という。会議側の幹部も「この文書が出ていたら、会議側と内閣府の間で大きな議論なっていたはず」と批判。学術会議事務局は取材に「当時、会長に口頭で要点のみを説明した。会長がどう受け止めたかはわからない」と回答、内閣法制局は「内閣府と会議とのやりとりは知らない」とした、ある。

当事者が知らない間に、任命権の内容が変えられていたということだ。誰が命じたのか。

安倍政治を踏襲するという菅首相。今年はじめの検事の定年延長問題と根っこは同じように思える。

その後、首相は推薦名簿を見ず特定人物を除外していたことも判明。候補者 105 人の推薦リストは「見ていない」と言いながら、自らの判断で任命拒否をしたという。「総合的、俯瞰的」に判断したという。何の意味もなさない言葉である。首相の言は、「地方の人たちも選任される多様性が大事、大学にも偏りがみられる、民間出身者や若手が少ない、現在の会員が後任を推薦することもできる」、など間違いと思われる学術会議のあり方に主眼が移り、一向に任命拒否の理由を説明しようとしない。ここまで頑なになると、言えない別の理由があるのだろうか。アベノマスクに数百億円を使いながら、国を代表する科学アカデミーにたった 10 億

円しか出さないで難癖をつけるのは、他に狙いがあるからに違いない。

そして、政権の考えに合わない人は外すと公然と言う。何か恐ろしい。権力を持った人が自分が過ちを犯さないように、敢て批判者を脇に置くという謙虚さや懐の深さというものは全くない人のようだ。「勿憚改、改むるに憚かること勿かれ」以前の問題なのか。

11 月 2 日、衆院予算委員会の初日をテレビで見ていたが、野党の厳しい（当たり前の）追及に菅首相は半ば立ち往生し、答弁は論理的に破綻していた。その話し方は、か細くなり自信なさげであった。子供と大人の議論のようでもあった。一国の総理としては情けない。

政治は言葉であるという。言葉を尽くさない政治家は駄目だろう。「問題ない、指摘は当たらない、コメントは控える」と言っていた官房長官時代のままの「言葉の貧困」では首相は務まらない。「説明しない、逃げる、隠す、ごまかす」になってはいけない。

日本学術会議の新会員任命拒否問題は、菅政権の足元を揺るがす大きな問題に発展してしまったが、説明もせず撤回もしないでうやむやのまま終わるのだろうか。この行方は注視しなければと思う。

（2020 年 11 月 3 日）